2　機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号。第六項において「平成二十七年整備法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航海訓練所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。以下「旧航海訓練所」という。）の中期目標管理法人役職員であった者を含む。以下この項において同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的
通則法第五十条の四第二項第一号	であった者	であった者（旧航海訓練所の中期目標管理法人役職員であった者を含む。）
通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	（旧航海訓練所を含む。）の組織
通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと（平成二十七年整備法附則第八条第三号の規定による廃止前の独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号。以下この項において「旧航海訓練所法」という。）又は旧航海訓練所が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧航海訓練所規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
	させたこと	させたこと（旧航海訓練所の役員又は職員にこの法律、旧航海訓練所法若しくは旧航海訓練所規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
	であった者	であった者（旧航海訓練所の役員又は職員であった者を含む。）
通則法第五十条の六第一号	であった者	であった者（旧航海訓練所の中期目標管理法人役職員であった者を含む。）
	定めるもの	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧航海訓練所の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）
通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	（旧航海訓練所を含む。）の役員又は管理
通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	（旧航海訓練所を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等

（国立研究開発法人港湾空港技術研究所法等の廃止）

第八条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　国立研究開発法人港湾空港技術研究所法

二　国立研究開発法人電子航法研究所法

三　独立行政法人航海訓練所法

（国立研究開発法人港湾空港技術研究所法等の廃止に伴う経過措置）

第九条　国立研究開発法人港湾空港技術研究所又は国立研究開発法人電子航法研究所の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び独立行政法人航海訓練所の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2　施行日前に前条第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が国立研究開発法人港湾空港技術研究所に対してした指示は、第三条の規定による改正後の国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が研究所にした指示とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）

別表第一国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項から独立行政法人航海訓練所の項までを削る。

（海上運送法の一部改正）

第十三条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三中「独立行政法人航海訓練所、」を削る。

（港湾法の一部改正）

第十四条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「附則第五項」を「附則第六項」に、「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

附則第十四項中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十五条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）

別表第二国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項から独立行政法人航海訓練所の項までを削る。

（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き当該施行日後の土木研究所等」の下に「（国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において同じ。）」を加える。